

令和6年度事業計画書

自 令和6年4月1日  
至 令和7年3月31日

最近の暴力団情勢は、その勢力は年々減少の傾向を示しているが、国内最大の勢力であった六代目山口組の分裂以降、組織の離合集散を繰り返し、これに伴う凶悪な抗争事件は未だ後を絶たず、予断を許さない状態が続いている。

県内においては、西九州新幹線の開通やコロナ禍からの脱却による景気の回復が見られる一方で、暴力団による資金獲得活動を始めとしてその活動の活発化が懸念される場所がある。

このような暴力団情勢を踏まえ、暴力団を壊滅するためには、社会全体が暴力団追放の強い意識を持ち、暴力団追放運動への更なる取組が必要であり、暴力団への資金流入の遮断が不可欠であることなどを念頭に、令和6年度は、定款第4条（事業）各号に規定する

- ◎ 暴力団排除活動に関する広報活動の推進
- ◎ 暴力団排除組織に対する支援活動の推進
- ◎ 相談に対する適切な処理活動の推進
- ◎ 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動の推進
- ◎ 暴力団離脱者の社会復帰就労支援活動の推進
- ◎ 暴力団事務所付近住民等の平穏な生活確保のための活動の推進
- ◎ 事業所責任者に対する被害防止のための講習の推進

などを事業活動の基本として、「安全で住み良い長崎県づくり」に寄与する暴力団排除活動を推進する。

事業名	実施事項	実施内容
1 広報啓発事業 (第1号事業)	(1) 暴力団排除資料等の作成配布等  ○広報媒体の活用  ○各種会議・会合等の活用  (2) 暴力団排除条項等導入についての広報  (3) インターネットホー	暴力団排除思想を高めるために暴力団排除対策資料として、センター機関誌をはじめ暴排ポスター・チラシ等の広報資料を作成して、県内の各種企業・団体、民間暴力団排除組織等に対し配布、掲出して各界の暴力団排除意識のさらなる高揚を図る。  新聞、公共交通機関等の広報媒体を活用しての暴排広報、また適宜適切な広報資料を作成、掲出しての広報、さらに年間を通して各路線バスの車内CMなど恒常的な広報を推進する。  各種会議・会合、地域の行事、催事等を利用して広報活動を積極的に推進し、暴力団排除知識の涵養と暴力団排除意識の高揚、醸成を図る。  平成19年の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せである「企業指針」に基づく、暴力団排除条項の導入徹底や契約時等の表明・確約書の積極的徴収等についての広報を推進する。  暴力団情勢、不当要求対応要領、

	<p>ムページの充実</p> <p>(4) 賛助会員の拡大</p> <p>(5) 地域安全・暴力追放運動「安全・安心まちづくり長崎県大会」の開催</p>	<p>年間の講習計画をはじめ、最新の情報を掲載提供しホームページの充実を図る。</p> <p>不当要求防止責任者講習会や各種会合、或いは企業等を訪問し、資料を配付しての募集或いはホームページを活用しての募集広報等を推進する。</p> <p>大会は、暴追センター、県防犯協会連合会・県・警察との共催で開催し、多くの県民の参加を促す。暴追功労者(団体・個人)の表彰、大会宣言の採択等を行い、広く県民各層の暴力追放意識の高揚を図る。</p>
2 暴排組織の支援事業 (第2号事業)	<p>(1) 民間暴排組織が行う暴排キャンペーン等の支援</p> <p>(2) 企業研修会、各種会議等における支援活動</p> <p>(3) 視聴覚資材の貸出</p>	<p>地域・職域の民間暴排組織が行う暴力団排除活動等へ積極的に参加し、講演又は資料の提供、暴排キャンペーンへの参加など民間組織主動の活動を支援する。</p> <p>企業等が開催する研修会、各種会議等に参加し、講演、資料の提供等を行い、その活動を支援する。</p> <p>行政機関、民間企業、暴力団排除組織等に対し暴力団排除DVD等の視聴覚資材の無料貸し出し等を行い、暴力団等反社会的勢力からの不当要求対応要領の習熟を図る。</p>
3 暴力相談事業 (第3号事業)	<p>(1) 暴力相談の積極的な受理と早期解決</p> <p>(2) 民暴事案に対する暴追センター、弁護士、県警による連携チームでの対応</p> <p>(3) 企業診断の実施</p>	<p>暴力相談の窓口についてホームページ、講習等で積極的な広報を行い、広く県民からの相談を受理する。相談は面接・電話・文書(FAXを含む)等の方法で積極的に受理し、受理した相談は、迅速・適確に処理するとともに弁護士会・警察との密接な連携のもとに問題の早期解決を図る。</p> <p>民暴相談等を端緒とした民事介入暴力事案においては、三者協定に基づき暴追センター・弁護士会・警察の三者連携による民暴事案連携チームを編成し適切な事案処理を行う。</p> <p>企業等の暴力被害を防止するために、要請に基づき警察と連携した企業診断の実施を行う。</p>
4 少年に対する暴力団の影響を排除	(1) 関係機関・団体との連携強化	警察、犯罪被害者支援連絡協議会等の関係機関と連携を強化すると共

<p>する事業 (第4号事業)</p>	<p>(2) 教育関係機関への働きかけの実施</p> <p>(3) 少年の健全育成を目的とする各種活動の支援と広報</p>	<p>に、相談委員として委嘱した少年指導委員を活用し少年相談への適格な対応と情報交換等を実施する。</p> <p>少年を暴力団から守るための活動の重要性等について教育委員会、中学校・高校の教育関係機関等に対する働きかけや、直接的な指導教養を行う。</p> <p>少年の健全育成を目的とする各種活動の支援を通じ、暴力団に加入しないための広報活動を行う。</p>
<p>5 暴力団離脱者支援事業 (第5号事業)</p>	<p>(1) 「暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」等の開催による関係機関との連携強化</p> <p>(2) 離脱者雇用事業者への給付金支給等による支援事業の推進</p> <p>(3) 離脱に向けた指導・相談の受理、社会復帰の支援</p>	<p>「長崎県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」を活用し、警察・刑務所・職安等関係行政機関との連携強化や積極的な情報交換により、離脱者の社会復帰対策の促進を図る。 また、協賛会員への個別訪問や協力依頼を実施する。</p> <p>離脱者雇用事業者及び離脱就業者に対しては、センターの離脱者雇用給付金等支給規程に基づき、雇用者に対する給付金支給、離脱者に対する支援金支給の適正な運用によって離脱者就業の向上を図る。</p> <p>警察と連携して暴力団員の離脱の促進を図り、離脱意志を有する者に対しては、積極的な離脱相談の受理と社会復帰の支援を行う。 また、長崎刑務所における服役者を対象とする暴力団離脱・社会復帰の指導教養を引き続き実施し活動の充実に努める。</p>
<p>6 暴力団事務所使用差止請求事業 (第6号事業)</p>	<p>(1) 適格団体としての体制の確立と県民に対する広報</p> <p>(2) 財政基盤の確立</p>	<p>暴対法上の適格団体として、弁護士会、県警との連携の強化を図るとともに、訴訟手続等の研鑽を図る。 また、代理訴訟制度について県民の周知を図るための広報を推進する。</p> <p>訴訟に必要な経費の確保について計画的な積立を継続する。</p>
<p>7 不当要求防止責任者講習事業 (第7号事業)</p>	<p>(1) 暴排講習の実施</p>	<p>各事業所の不当要求防止責任者を対象に3年に一回の定期講習、責任者選任時の選任時講習等を計画的に実施する。 講習内容についてもアンケート調査を実施し、受講者が真に望む内容を把握して講習に反映させ、実情に</p>

	<p>(2) 選任事業所の拡充</p> <p>(3) 公務員講習、行政研修の支援</p>	<p>即した分かり易い研修に努め充実強化を図る。</p> <p>あらゆる機会を通じて責任者未選任事業所等への働きかけを行い、選任事業所の拡充を図り、受講者数の増加を図る等、広報啓発活動を行う。</p> <p>不当要求防止責任者講習とは別に、各自治体や県警と連携の上、行政対象暴力等に対する対応要領に主眼を置いた公務員講習や行政研修を実施し、不当要求に対する対応要領等の末端浸透を図るための支援を行う。</p>
8 不当要求情報管理機関の援助事業 (第8号事業)	公営競技場・証券業界への暴力団排除活動支援	<p>不当要求情報管理機関の大村競艇場への各種の暴力団排除資料の提供、証券業界の暴力団排除担当者会議等での講演など暴力団排除業務を支援する。 (大村競艇場に準じて佐世保競輪場についても同様実施)</p>
9 被害者の保護救済事業 (第9号事業)	<p>(1) 見舞金制度、民事訴訟支援制度についての広報の徹底</p> <p>(2) 被害者への見舞金の支給</p> <p>(3) 民事訴訟等の支援</p>	<p>不当要求防止責任者講習をはじめ、暴排関係の各種会議、研修会等において見舞金の支給、民事訴訟等の支援について広報を徹底する。</p> <p>県警の組織犯罪対策課及び犯罪被害者支援室等との連携を図り、センターの見舞金支給規程に基づき、暴力団員による不当な行為、事件等の被害者等に対し、所定の見舞金を支給する。</p> <p>センターの貸付金規程に基づき、暴力団員による不当な行為による被害に関しての民事訴訟等に対して、必要な範囲の費用を無利子で貸し付けるなどの支援を行う。</p>
10 少年指導委員研修事業 (第10号事業)	少年指導委員の研修	少年指導委員に対して最新の暴力団情勢、少年に対する暴力団の影響の実態等について資料の提供や、暴力団の勧誘や加入強要等の不当な行為の防止活動に必要な知識を養うための研修を行い、知識の普及や暴排意識の高揚を図る。
11 その他調査研究情報収集事業 (第11号事業)	(1) 暴排研究、情報収集活動	<p>暴力団による不当要求行為に対する知識の普及及び暴排意識の高揚を図るため地域・職域において幅広く研究調査を行う。</p> <p>県警との情報交換、責任者講習で</p>

	<p>(2) 暴力団に関するモニターの資質向上と情報の活用</p> <p>(3) 暴力団排除活動に関する情報収集及び研究</p>	<p>実施しているアンケート等の集計を行い、得られた情報等については県内の暴排活動に反映させる。</p> <p>現在、県南（長崎地区）、県北（佐世保地区）、五島（五島地区）に委嘱している暴力追放モニターの研修会を開催し、資質の向上を図るとともに地域における暴力団の活動状況や被害の実態を把握し、暴排活動に活用する。</p> <p>全国センター主催の各種会議、研修会に出席して職員の資質・技術の向上、或いは他都道府県センター職員との暴力団排除活動についての情報交換等を実施する。</p>
--	--	--